

平成 24 年度

「希望者全員 65 歳雇用確保達成事業」のご案内

➤ 希望者全員 65 歳雇用確保達成事業とは・・・

平成 25 年 4 月より公的年金の支給開始年齢が段階的に 65 歳以上に引き上げられることに伴い、60 歳から年金支給開始までの間に無年金・無収入となる方が発生する可能性があります。

又、雇用確保措置を実施してないと定年を迎える従業員との間で無用なトラブルが起きる可能性もあります。

兵庫県社会保険労務士会では兵庫労働局からの委託を受け、希望者全員が 65 歳まで働ける企業の普及促進を積極的に図り、周知・啓発を行っていきます。

➤ 具体的には・・・



無料ミニセミナー開催！

平成24年10月16日(火曜日) 午後3時～午後4時30分

伊丹商工会議所研修コーナー 講師 社会保険労務士 宮本 敏一

労務管理の専門家である社会保険労務士が、希望者全員65歳雇用確保について下記の内容でセミナーを実施します。

* 高年齢者雇用安定法の解説

1. 65歳(H24年迄は64歳)までの雇用の義務化についての対策
2. 継続雇用制度の方法
3. 再雇用規程・労使協定の作成

* 高年齢者雇用の助成金について

* 今後の法改正の動き

* セミナー後の個別相談会

＜当事業に関するお問い合わせ・申込＞

〒664-0895 伊丹市宮ノ前 2-2-2 伊丹商工会議所

TEL 072-775-1221 FAX 072-775-1223

お申し込みはこの用紙で、FAXにてお願い致します。 申込締切日 10月15日(月曜日)

セミナーに参加します。

会社名

出席者

TEL